

60km/hから

30 km/hへ!

生活道路に
おける

自動車の法定速度が 引き下げられます。



生活道路に関する速度規制の変更です

令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が
60 km/h から 30 km/h に引き下げられます。

生活道路はごく身近な道路です。

今回の法定速度引下げはドライバーにとって、とても重要な変更です。



ところで、生活道路って？

主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路のことです。
暮らしのなかで使用する、ごく身近な道路。こういった道路に今回の改定が適用されます。

例
01

こんな風に、
建物の間にある狭い道路



▲中央線などが無い比較的狭い道路です。周辺には住宅やビルがあり、歩行者などが日常的に利用しています。

例
02

通学路に指定されている
こともあります



▲生活道路は通学路に指定されていることもあります。子どもたちが日常で利用し、地域住民の生活の一部になっています。

ただし、以下の道路は生活道路とならず、法定速度30km/hは適用されません

例
01

道路標識又は、道路標示による
中央線がある一般道路
(法定速度60km/h)



例
02

道路標識又は、道路標示による
車両通行帯がある一般道路
(法定速度60km/h)



例
03

道路の構造上、自動車の通行が
往復の方向別に分離されている
一般道路 (法定速度60km/h)



例
04

道路標識等により最高速度が
指定されている道路
(指定速度40km/h)



+

上記の他、
こんな道路も
適用外です

- ・ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・ 自動車専用道路

今回の改正には、こんな理由があります (一部抜粋)

01 自動車と歩行者の事故の、重傷率、致死率の高さ

兵庫県では、死亡事故の死者数 98 人のうち 24 人の方が自動車等と歩行者の事故で亡くなられています (令和 7 年)。
また、他府県の生活道路では、集団登校中の小学生の列に車が衝突し多数死傷するような大きな事故も発生しています。

02 生活道路すべてに、標識等を設置・維持するリソースの不足

生活道路のような幅員の狭い道路は、歩道と車道の区別がないことも多く危険です。ですがこういった道路すべてに最高速度規制の標識等を設置・維持するのは、必要とする時間・費用等の関係から難しい、という背景もあります。



なぜ「30km/h」?

「突発事象に対応可能な速度」、「重大 (重傷) 事故の発生を回避する速度」の観点から、
30 km/h 以下の速度が望ましい。との研究結果が報告されています。

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

監修：兵庫県警察

お問い合わせはこちらまで

兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課 交通安全対策班
TEL : 078-362-3879 (直通) Email: kurashianzen@pref.hyogo.lg.jp

08 民 P3-004A4